

平成27年 第7回
教育委員会臨時会会議録

平成27年3月24日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2418号

平成27年第7回臨時会

日時 平成27年3月24日（火） 午後3時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	綱 川 智 久
委員長職務代理者	澤 孝一郎
委 員	永 山 幸 江
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	安 田 雅 俊
庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	白 井 隆 司
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2413号 第1回定例会（平成27年1月13日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第21号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額に関する規則の制定について
- 2 議案第22号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 3 議案第23号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第24号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 5 議案第25号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について

- 6 議案第26号 港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について
- 7 議案第27号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第28号 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第29号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第30号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第31号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例施行規則の一部を改正する規則について
- 12 議案第32号 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則の一部を改正する規則について
- 13 議案第33号 港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所設置規則の廃止について
- 14 議案第34号 港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所処務規程の廃止について
- 15 議案第35号 港区立神応小学校の教育財産の用途廃止について
- 16 議案第36号 港区立三光小学校の教育財産の用途変更について
- 17 議案第37号 港区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
- 18 議案第38号 港区教育委員会いじめ問題対策会議規則の制定について
- 19 議案第39号 港区教育委員会いじめ問題調査委員会規則の制定について
- 20 議案第40号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 21 議案第41号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 22 議案第42号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 23 議案第43号 学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 24 議案第44号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 25 議案第45号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成27年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 寄付の受領について
- 3 平成27年度就学援助について
- 4 みなとスポーツフォーラムの進捗状況について

- 5 港区立新郷土資料館等複合施設整備基本設計について
- 6 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について
- 7 生涯学習推進課の4月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について
- 9 4月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成27年第7回港区教育委員会臨時会を開会いたします。(午後3時00分)

日程第2、審議事項の運営の方法についてお諮りいたします。

本日の審議事項は25件ありますが、資料のとおり、改正等の理由が共通している箱根ニコニコ高原学園に関連する6件、幼稚園教育職員に関連する5件、いじめ問題対策連絡協議会に関連する3件、公立学校一般職非常勤職員制度に関連する4件については、一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することとしたいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、永山委員にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2413号 第1回定例会(平成27年1月13日開催)

○綱川委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成27年1月13日開催の第2413号第1回定例会の会議録につきましては、承認ということとよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第21号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額に関する規則の制定について

○綱川委員長 日程第2、審議事項に入ります。

議案第21号「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額に関する規則の制定について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第21号子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定、いわゆる1号認定の利用者負担額に関する規則の制定について、ご説明します。議案資料ナンバー1です。

初めに、参考資料をご覧ください。平成27年2月26日の教育委員会臨時会で報告しておりま

すが、改めて確認した上で説明に入りたいと思います。

平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、子ども・子育て支援法が施行されます。

港区内には、子ども・子育て支援制度への移行を表明している私立幼稚園はございませんが、区内に住民登録を有しながら、新法の対象施設となる区外の私立幼稚園や認定こども園に通うことも想定されることから、施設が徴収する際の利用者負担額を定める必要があります。このため、区では保育所を所管する子ども家庭支援部、幼稚園を所管する教育委員会において、新たな規則をそれぞれ制定し、利用者負担額を定めることとしました。

基本的考え方は、参考資料2ページの(3)に記載しています。

利用者負担額は政令で定める額を限度として、区市町村が定める額とされています。国が示している基準額は、入園料や毎月の保育料の全国平均と、現在行っている就園奨励事業の国の補助基準を踏まえて設定しています。

港区での実際の私立幼稚園の状況は、参考資料2ページのとおり、2万9,000円余から7万円程までと、幅は広いところです。

結論として、港区の場合は、議案資料2ページに、本規則の第2条に関連する別表があります。ここが実際の利用者負担額ということになります。これは国が示したものと同様です。C3の階層区分が最高額になり、第1子の場合2万5,700円です。第2子以降は基本半額と設定しています。順次、区民税の所得割課税額の階層区分に応じてA階層からC階層まで国が示したとおり設定していくという考えです。

規則は、1ページの第1条、第2条の条文で、利用者負担額を定めるという規則を新たに制定するというので、今回、ご提案するものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 庶務課長の説明のように、港区内では、この認定を受ける予定の私立幼稚園はないということですが、区外のそういう施設に行っているお子さんは、場合によっては負担額が違ってくるわけですか。港区は2万5,700円徴収するとして、例えば隣の区の保育料は上限以下だとすると、変わってしまうと理解していいですか。

○庶務課長 国のほうは、経過措置として、もし区が定めたこの額よりその施設で通常徴収する保育料が下の場合はそちらに合わせていいということですので、2万円の保育料を設定している場合にはそちらに合わせてということになります。区民が支払う利用者負担額は、その居住している区が定めたものになります。

○澤委員 港区の場合には、第2子は無料になるわけですか。

○庶務課長 区立幼稚園と区立保育園はそうです。

私立幼稚園に関しては、第2子無料ということはございません。保護者負担の充実はございますが、第2子についての規定はありません。

○綱川委員長 例えば、渋谷区の月額5万円の保育料の幼稚園に子どもが行くとした場合、2万5,700円との差額を区が負担するということですか。その辺がよくわかりません。

○庶務課長 園の運営自体は国が示す公定価格というもので見ます。その範囲の中で利用者負担額を定める上限が2万5,700円です。その差は基本的に国、都、区、3者の補助金で埋めることになります。ただし、それ以上の教育を行う場合には、さらに経費がかかるので、それは上乗せ徴収を施設ができます。5万円必要であれば、2万5,700円に上乗せする分を利用者へ説明して徴収できるということで、参考資料5ページの構図になっております。この図のとおり、全体の公定価格を国が示しています。利用者負担額は2万5,700円が上限で、その差は施設型給付費として公費で負担されます。新制度に移行すれば基本的にこれで運営するのが幼稚園ということになります。現実に移行する園は全国的に非常に少ないと言われております。国が示した公定価格が非常に低いという意見があるようです。移行しない園は、現状どおり私学助成を受けて園運営をすることになるだろうと思います。

○綱川委員長 住んでいる区によって違って来るわけですね。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。

議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第21号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

13 議案第33号 港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所設置規則の廃止について

14 議案第34号 港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所処務規程の廃止について

2 議案第22号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

3 議案第23号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

5 議案第25号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について

6 議案第26号 港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について

○綱川委員長 次に、議案第33号「港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所設置規則の廃止について」、議案第34号「港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所処務規程の廃止について」、議案第22号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、議案第23号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「港区教育委員会文書管理規程の一部改正について」、議案第26号「港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について」、学務課長から順に説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第33号「港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所設置規則の廃止について」ご説明させていただきます。

なお、箱根ニコニコ高原学園は、第3回教育委員会定例会で指定管理者導入について議決をいただいています。

今回の規則廃止等の6件は、全て指定管理の導入に伴うものです。

議案資料ナンバー13の3ページ、設置規則です。これは、3条からなる規則で、第1条が設置、第2条が名称及び位置、第3条が委任です。

管理事務所自体が3月31日でなくなります。運営管理は指定管理者に任せますので、この規則を全て廃止とさせていただきます。

引き続きまして、議案第34号「港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所処務規程の廃止について」ご説明させていただきます。

議案資料ナンバー14の規定は、全て管理事務所の廃止と同時に廃止されます。

説明は以上です。

○庶務課長 続きまして、関連します議案第22号、23号、25号、26号についてご説明いたします。

こちらの4つにつきましても、指定管理者制度導入による管理事務所廃止と同じ理由です。全て施行は、平成27年4月1日です。

初めに、議案第22号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」です。議案資料ナンバー2の2ページ、新旧対照表です。本規則の第8条では、教育委員会が所管する教育機関を別表第2で定めています。今回、ここから箱根ニコニコ高原学園の施設名を削除するものです。

次に、議案第23号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」です。議案資料ナンバー3の2・3ページ、新旧対照表です。2ページの別表第1では、施設の所長の公印と割印の名称、寸法などを規定をしています。3ページの別表第2では、事務所長印、事務所割印ひな形を指定していますが、今回の管理事務所の廃止に伴い、削除するものです。

次に、議案第25号「港区教育委員会文書管理規程の一部改正について」です。議案資料ナンバー5の2ページ、新旧対照表です。第2条で、箱根ニコニコ高原学園管理事務所の名称を削除するものです。

最後に、議案第26号「港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について」です。議案資料ナンバー6に、参考資料として用語の解説をおつけしております。一番わかりにくい前行署名とは、訓令の宛先のことで、訓令文例の②宛先に各事業所とあります。この各事業所の中に、箱根ニコニコ高原学園の管理事務所が入っておりますので、これを削除するものです。

説明は以上です。各議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいま説明がありました6件について、ご質問ございますか。

○澤委員 箱根ニコニコ高原学園の管理事務所の名称が規則の中から削除ということですが、今まで申し込みなどは、教育委員会事務局がやっていましたが、そういう担当は、やはり教育委員会の中にあるのですか。

○学務課長 業務自体はなくなりませんので、そのまま進めていきます。

○澤委員 わかりました。

○庶務課長 規則、規程の中で、学務課に箱根ニコニコ高原学園に関することという分掌事務はそのまま残ります。

○澤委員 管理事務所という名称がなくなるわけですね。

○庶務課長 そうです。現地事務所がなくなるということです。

○小島委員 管理事務所長印と管理事務所割印と書いてありますが、これは、別個のものですか。誰が権限を持って押すものですか。

○庶務課長 管理事務所長印は、現地の所長の管理のもとで所長が押すものです。管理事務所割印は同じ複数の書類を正と副を区別するために使用するものです。

○小島委員 所長印と割印と両方ないと正式な文書にはならないということですか。

○庶務課長 所長印を押す際に、正と副を重ねて割印を押印することによって、例えば許可証などはこれが間違いないという確認になります。

○綱川委員長 所長が決裁できる書類についてだけですか。

○庶務課長 もちろん、所長権限の範囲の中です。

○教育長 今、公印は省略ということが多いので、余り使いませんが、基本的にどちらかへ文書を発出するときに起案文書というものをつくり、その起案書の原本と発出する文書を合わせて、これは同一のものということを証するために割印を押します。ほとんど電子化されているので、もちろん重要なものは残りますが、日常的には使われることが少なくなっています。

○綱川委員長 ほかにございますか。今まで所長さんがいらっしゃいましたので、子どもたちが箱根ニコニコ学園に来た時に、所長さんに注意事項やお話を伺ったりするセレモニーがありましたが、今度は管理会社の人が所長になるのでしょうか。

○学務課長 マネジメントマネジャーとしての所長がおります。今までと全く同じことをやります。昼間は所長と事務方の2人体制です。

○綱川委員長 わかりました。学校でも混乱すると困るので、その辺は連絡してあげてください。ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。

議案第33号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第33号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第34号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第２２号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２３号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第２３号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２５号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第２５号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２６号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第２６号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

４ 議案第２４号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

○綱川委員長 次に、議案第２４号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 議案第２４号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」議案資料ナンバー４を使って説明いたします。

初めに、この理由ですが、平成２７年第１回港区議会定例会で議決をいただきまして、港区債権管理条例がこの４月から施行されることとなりました。これにより、区の事務執行の内部責任を明らかにするための規程として、区の事案専決規程の中に債権管理に関する事務を明記することとなりました。教育委員会におきましても同様に、港区教育委員会事案専決規程を一部改正するものでございます。

まず、参考資料をご覧ください。このたびの債権管理条例の制定に伴う事案専決規程の改正についてです。区の公債権につきましては、時効期間の経過により債権が消滅し、不納欠損処理が可能です。私債権については、時効期間が原則１０年で、この後も債務者の時効の援用がない場合、不能欠損処理ができないという状況にあります。このため、回収困難な私債権を処理し、全庁的に債権管理体制を整備して、統一的な運用をルール化するということです。

考え方としては、債権管理に対する区長の責務を明らかにするとともに、迅速な管理、知識経験を醸成していきます。全体の担当は、総務部契約管財課です。

参考資料の５に、現状、区分として私債権の管理に関する項目はございませんでした。この表のとおり、最終的な私債権の放棄の権限は区長にあるところですが、教育委員会として決定することが私債権放棄の場合必要ですので、これに合わせて規程を改正するものです。

債務者の資力の状況、費用対効果や実効の状況を総合的に勘案して、私債権の放棄等手続を進めていきます。

規程の改正内容は、資料ナンバー４の２ページ、新旧対照表をご覧ください。現行は、財産等に関することで、特に、債権に関連する項目は入れてありません。財産に関して、財産の処分や活用、

施設の管理運営という項目はありますが、ここに、新たに改正案へ私債権の管理に関することという項目を入れて、明確に規定するものです。教育委員会としての私債権の放棄に関しては、教育委員会の議決事項としてこの場で必要に応じてご審議いただくということでございます。

施行は、条例とあわせて平成27年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 教育委員会が管理する私債権というのは、奨学金債権と何がありますか。

○庶務課長 奨学資金以外には、施設が第三者から徴収すべき光熱水費関係で一部残っているものが私債権に当たります。

○小島委員 議案資料ナンバー4の参考資料の5の表によれば、強制執行や免除等は次長が決裁するというのでしょうか。

○庶務課長 議案資料ナンバー4の2ページ、次長専決の項目を見ていただくと、強制執行等、訴訟を除くということです。

○小島委員 ここで、免除と放棄との違いですが、実質的な意味での免除と放棄はどう違うのか、それを次長権限と教育委員会議決に分ける場合、どういう基準で分けるのですか。

○庶務課長 免除につきましては、港区奨学資金に関する条例の中で、奨学生または奨学生であった者が、返還完了前に死亡等特別な理由のため返還が困難な場合、免除できる規定がありますので、それに該当すれば免除とします。今回の債権条例管理では、奨学生であった者が、生活の困窮度合、破産、所在不明等に該当すれば放棄とします。

○小島委員 事由によって分かれるのですね。

○澤委員 公債権については、原則5年で消滅してしまう。しかし、私債権については10年だが、債務者の時効の援用がない場合は不納欠損処理ができないということで、この時効の援用というのはどういうことですか。

○庶務課長 公債権の場合、債務者の状況に関係なく時がたてばということですが、私債権の場合は、債務者からその旨を申し出る必要があるということです。自動的に消滅しないということです。

○澤委員 そのままでは、いくらたっても時効は成立しないということですか。

○庶務課長 そういうことで、処理困難な事例を多く抱えています。

○綱川委員長 ということは、債権を放棄したら、帳簿から消えるということですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

相手方に督促をする、返還計画を立てられると見込んだものについて、管理業務として民間の事業者へお願いしています。それ以外に、非常に停滞してしまっている案件が、今回の債権管理条例に該当する案件になるということで、行方がわからないなどの事例が出てくれば、この条例のもとで手続を進めていきます。

○綱川委員長 この条例ができたからといって、安易に放棄をするわけではないということによろ

しいですね。

○庶務課長 ハードルは低くないわけですから、よりしっかりとした対応は必要と思っております。

○教育長 仮に、10年たっていても追跡が可能であれば、当然、正規の中でやるわけです。

10年たったから機械的に放棄をして不納欠損処理をするということではありません。

○綱川委員長 はい、了解しました。ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第24号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第27号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

8 議案第28号 港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について

9 議案第29号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

10 議案第30号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

20 議案第40号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第27号「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第28号「港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第29号「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第30号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第40号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」庶務課長から順に説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、私から議案第27号から30号までご説明します。議案第40号も含めまして、この5つの改正は、全て特別区人事委員会の給与勧告により、幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものです。

施行日は、全て平成27年4月1日です。

初めに、議案第27号「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」です。議案資料ナンバー7の3ページをご覧ください。

管理職手当の額につきましては、給与条例で最高号給の給与月額の100分の20を超えない範囲としています。しかしながら、給料表の改定がありまして、園長については、平成27年4月1日適用の給料表における最高号給の44万8,000円で、この20%が8万9,600円ということです。現行の額が9万1,000円と上回っておりますことから、この管理職手当の額について改

正するものです。

次に、議案第28号「港区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について」議案資料ナンバー8の3ページをご覧ください。地域手当につきましては、これまで18%でしたが、このたび条例改正に合わせまして、この割合を20%とするものです。

次に、議案第29号「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」議案資料ナンバー9の4ページをご覧ください。管理職員が災害等の対応のために平日の午前0時から5時までの間に勤務した場合、これまで手当を支給する規定はございませんでしたが、このたびの条例改正に伴いまして、その資料の改正内容にあるとおり、手当を支給するというものです。5ページに移りまして、この例示です。現行の土日をいわゆる週休日と呼び分けておりますが、この土曜、日曜、特に日曜日から継続して平日にまたがって勤務した場合は、一番上が現在の状況です。日曜日、この週休日に勤務すれば、現行でも園長で1万円の手当が支給されるようになってございます。これまでは月曜日は0時から対象外ですので、1万円のみ支払われていました。今回、先ほど説明したとおり、平日の午前0時から5時がこの支給対象となりますと、日曜日に勤務した1万円に加えて、月曜日の0時から勤務分の5,000円が支給の対象となるということです。しかしながら、日曜日から月曜日まで勤務した場合は、引き続いて1つの勤務と見ますので、この月曜日の0時から週休日から引き続いた平日のということで、日曜日から続いた場合、月曜日の0時から5時の部分については支給対象とはしない旨を規定します。

○澤委員 現行との違いはわかりましたが、この改正内容1と2はどういうものですか。

○庶務課長 議案第29号についてですが、平日の午前0時から5時まで勤務した場合、新たに5,000円を手当として支給するという規程ができましたので、日曜日から月曜日にまたいで勤務すると1万5,000円になってしまいますが、日曜日から引き続いた場合は、1つの勤務であるので、1万5,000円は支給しないということを明確にするために、引き続いた平日の月曜日の0時から5時分は手当の対象としないと規定するものです。あくまでも1万円です。

○教育長 改正内容1は、理解を助けるために便宜上つくっているわけで、実際はあり得ないケースということですね。週休日から平日に勤務した場合は、改正内容2になるのですね。

通常、平日は特別勤務手当がないので、今回、災害時や緊急の場合には、前の晩からまたいで勤務した部分については、手当を支給するというものです。

○小島委員 民間では、労働基準法で通常の勤務時間を超過する場合、残業手当は2割5分増、深夜は何割増、休日の場合は何割増となっています。この改正は、労働基準法の適用はないですが、なるべくその趣旨に沿ってあげようというものです。

○庶務課長 おっしゃるとおり、管理職員には法の適用がありません。今回の趣旨は、災害や予期せぬ事態で、現実には東日本大震災のときもそうでしたが、通常勤務時間帯から翌日まで連続してずっと対応に当たる事例が出てきているところで、管理職手当の補完的な措置として、特別勤務手当として支給されます。もともとの週休日にはあったのですが、それを平日にも拡大していくということです。

具体的に示されているのは、集中豪雨、台風の上陸被害、重大事件の発生というところです。

○綱川委員長 同じ事例でも、給与体系が違うから、小学校の校長や幼稚園の園長でも兼任の園長は、手当が出ないのは疑問に思いますが、いかがですか。

○庶務課長 今回、改正するようになったのは、国が東京都の動向と合わせるようにという意味合いですので、東京都の教育職員についても同じ扱いになるだろうと思います。

○庶務課長 次に、議案第30号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」議案資料ナンバー10の4ページをご覧ください。

特別区人事委員会の勧告に伴う給与改正が平成26年12月の第4回港区議会定例会で議決されたことから、特別給の年間支給月数の引き上げ0.25月分につきましては、平成26年度は12月支給の年末手当に支給される勤勉手当に全て割り振りましたが、勤勉手当は6月と12月に2回払われることから、平成27年度からは等分に0.125月ずつ割り振るものです。これによって、改正後は、勤勉手当は6月、12月ともに0.8月ということになります。

説明は以上です。

○指導室長 それでは、議案第40号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」説明をいたします。

先ほどの議案第29号港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴いまして、幼稚園管理職員が週休日または休日以外の日に午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、その記録を記載する欄を設けるためのものです。議案資料ナンバー20の2ページ、様式3の右端部分になります。現行は5ページのもので、一番右側の端に欄がありません。6ページが改正案になっておりますが、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務とつけ加えているものになります。

なお、3ページの付則で定めますとおり、現在使用されている用紙に在庫ある場合には、所要の修正を加えて使用できることといたします。

施行日は、平成27年4月1日といたします。以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 議案第27号で、給料の改定に伴い、管理職手当が1,400円減額になるということですが、このところ公務員の給料が下がっていて、昨年ぐらいからやっと少し上げようという段階になって、また下げるということはあっていいのでしょうか。

○庶務課長 説明不足で申しわけございません。これにつきましては、議案第28号で地域手当が2%上がったと申し上げました。その部分について、給料分を下げるということから、こういう現象が起きました。給与条例の改正のときに申し上げましたとおり、トータルの年収額については下がりますが、今回、地域手当の増額に伴い、その上がった分を給料で下げるものです。

本給は、退職手当等にはね返るものですので、そこを抑えているのが制度の改正です。ベースアップはしていますが、給料と手当との割合を変えるためにしているということです。

○永山委員 議案第40号の規則改正とは直接関係ないですが、用紙に在庫がある場合はと言われ

ましたが、手書きでということですか。

○指導室長 こちらの命令簿の様式自体、手書きで印を押して処理しています。現在使われているものがあれば、それを継続して使うことになります。

○永山委員 何か意図があるのかもしれませんが、少し時代錯誤といえますか、改正したほうがいいのではないかと思います。

○指導室長 幼稚園については、そのほかの部分は電子化されていますが、この超過勤務の命令簿については、まだシステムが整備されていない場合は、手書きという形で紙ベースでの処理になります。

○綱川委員長 レアケースだから、ないのですか。

○指導室長 3・11以前は使った記録がないと認識しています。

○綱川委員長 超過勤務がなかったのでしょうか。

○指導室長 はい。

○綱川委員長 災害時などレアケースの超過勤務なのですね。

○庶務課長 幼稚園教育職員も人事庶務システムを使っておりますので、新たな制度が出てきて、恐らく、そのシステムの改修が実現できれば、ご指摘のような前近代的なといった処理というのは解消されるかと思いますが、今の時点でまだそこまでには至っていないので、ケースが出た場合は手書きで処理するというございます。

○綱川委員長 災害や特別事件、事故などレアケースの超過勤務なので、費用対効果ということもあるのですね。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入りたいと思います。議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第27号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第28号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第29号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第30号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第40号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第31号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例施行規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第31号「港区立幼稚園入園料及び保育料条例施行規則の一部を改正する規則について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 議案第31号「港区立幼稚園入園料及び保育料条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

幼稚園保育料につきましては、第4回教育委員会定例会で既に保育料見直しに関する条例について議決をいただいておりますが、施行規則の一部改正につきましては、条例に記載できなかった要件、細かい要件等、あるいは手続、様式などの詳細を規定したものです。

初めに、資料ナンバー11の19ページ、改正の概要です。

改正理由は、条例改正に伴って、保育料徴収に必要な取扱いを定めるものです。

改正内容は、(1) 題名を「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則」に改めます。これは、新制度で入園料が廃止となりましたので、入園料を省いたものです。

(2) 保育料決定の手続を定めます。条例では定めることができないため、調書や決定通知書について、詳細を定めます。

(3) 入園料の廃止及び保育料を月額で定めることに伴い、関係規定を整備します。今まで年額だったものを、条例で月額にいたしました。これに伴って関係規定を整備します。例えば、月の途中で入園、休園した場合の保育料の計算方法を定めます。

(4) 保育料算定に係る区市町村税所得割課税額の計算方法を定めます。今回、保育料は区民税で算定するため、その区民税の所得割課税額の計算方法です。所得割課税額から控除できる項目を特定しております。これは国のやり方をそのまま適用しております。

(5) 「第2子以降」とする条件を定めるため、第1子がどのような要件に当てはまると第2子が無料になるかを条文で定めます。

(6) 寡婦(夫)のみなし適用及び休園時における保育料の減免の取扱いを定めます。みなしとは婚姻歴のないひとり親についても、婚姻歴のあるひとり親と同様に税額上の控除をすることです。今回、その取扱いについて定めておりますが、具体的には、税の算定のときから控除するのではなく、保護者の申請を条件に減額をすると定めます。休園時における保育料の減額・免除は、休園の要件と休園の際の保育料の計算方法を定めます。

(7) 申請書等の様式を定めます。

この中から主なもの、特に重要な(5)第2子の条件と(6)みなし適用の減免について、さらに細かくご説明させていただきます。

12ページ、新旧対照表をご覧ください。上段が新、下段が旧です。14ページ上段の第5条、

第2子以降の幼児の適用ということで第1子の要件を定め、当てはまる第1子であれば第2子を無料にするという定めです。20ページの条例別表の備考3に規定する「第2子以降の幼児」とは、次に掲げる幼児その他これらに準ずる幼児として委員会規則で定める者としております。14ページの規則では、条例別表の備考3に規定する者を定める取扱いがあります。

第5条第1号で、第1子が就学前の子どもである場合、国の許可等を受けた施設に入っていることを条件とすると定めています。この第1号が就学前の子どもである0歳から5歳の子についての原則になっておりまして、第1子が保育所や幼稚園、あるいは認定こども園、法律上認定を受けている施設に入っている場合は、原則として第2子は無料という規定です。第1号の最後に、就学前の兄、姉を有する幼児とあります。

第2号は就学前の子どもの例外規定で、第1号が原則ですが、障害や疾病等やむを得ない理由により在宅で保育する場合の就学前の兄、姉を有する幼児については、例外として認めると定めています。

第3号は、小学1～3年の就学年齢と同一年齢である兄、姉を有する幼児については、第1子が小学1～3年であれば、第2子は無条件に免除になる規定です。これは例外なく、この年齢であれば免除になるという規定でございます。これは、国の補助金に合わせて、こういうつくりをしています。

第4号は、これは全ての例外です。第1、2、3号以外で、教育委員会としてどうしてもやむを得ないと判断するものであれば、第2子を免除、減免するという規定です。

16ページ、第7条の規定は、みなしの規定で保育料等の減免としています。第2項は、婚姻歴のないひとり親に対しても同じ寡婦（夫）婚姻歴のあるひとり親と同じように控除をしていくという考え方を規定したものです。

児童扶養手当法の認定を受けている、要するに児童扶養手当を受けている母又は父であるときは、寡婦又は寡夫に該当するものとみなすという規定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定をいただけますようお願い申し上げます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 港区に住んで、子どもを持たれている保護者にとっては、非常にありがたいことですね。港区以外でも、徐々にそうなっているのですか。

○学務課長 今のところ、渋谷区以外はまだ聞いていません。

○澤委員 かなり先駆的に子育てをサポートするという大きい内容の施策ですね。

○綱川委員長 3人子どもがいますとします。今までは第2子、第3子は無料でしたが、第1子が4年生になると、2人分は保育料がかかるということになってしまうのですか。

○学務課長 今の条件でいいますと、第2子が第1子という扱いになるので、条件に合えば第3子は無料になります。

○小島委員 第7条の申請がないと適用しないというのはなぜですか。

○学務課長 平成26年度は減額制度を設けておりますが、申請してこない方がいらっしゃいます。

減免を受けたい方や、何らかの理由で減免を受けたくないという方がいらっしゃいます。寡婦については、当然、こちらから情報は周知いたしますが、自動的に全対象者の減免手続きをしてしまうことはやり過ぎであるだろうということで、意思表示を重視するものです。

○小島委員 今、世の中では、夫婦別姓や法律婚を回避するといういろいろな生き方が徐々に認められつつあります。特に、西ヨーロッパや北欧などでは、それを大幅に認める段階に来ています。日本はまだそこまで行っていませんが、区別するのは、何らかの法的差別や憲法違反などの問題につながるかもしれないという危惧があるので、もう少し厳密に考えたほうがいいかなと感じます。

○綱川委員長 申請を受けず、自動的に全対象者の減額手続きをすると、どちらに類しているか分からないからということですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、どちらかわからないという事例が当然ございます。公平を期すためにも、きちんと周知をした後に、相手からの申請を受けるやり方をとっております。

○永山委員 せっかくいい制度なので、一目見てわかるようなもう少しわかりやすい資料があるといいと思います。

20ページの参考資料にある階層区分ABCの所得は、夫婦合算のものですか。

○学務課長 生計を同一にする世帯の合算になります。

○永山委員 3年保育はすごく人気があり、入れない方もたくさんいます。その場合、私立幼稚園へ行く人と差が出てしまうこともあるので、苦情等が多くなるかもしれません。その辺のフォローをよろしくお願いいたします。

○綱川委員長 公立幼稚園に行きたいけれど、抽選にもれて私立幼稚園に入園したとすると、不公平ではないと言われる可能性がありますか。

○庶務課長 私立幼稚園につきましては、現在も第3子は無料ではありません。私立幼稚園に通われている場合は、一律の保護者補助金と区民税の所得割課税額による就園奨励費補助金の2本立てになっております。現状では、第3子にはより厚くなっており、通われている園の納付金額によっては、相当額助成される場合もありますし、高額であればなかなかそこまで補助が及ばない場合もあります。制度的に免除や無料ではなく、あくまでも補助をするというのが私立幼稚園です。

○綱川委員長 補助があってもイコールにはならないですね。

○庶務課長 いわゆる公私較差というところにつながるかと思いますが、どうしても保育料の金額に差があります。そこを整備しまして、私立の全ての差を埋めることが較差の是正ではないということから、やはり一定の私立でも公立との是正が必要な差を5年ほどかけて、是正していくということで、平成27年度は大きく踏み出したところです。今後、その差を埋めていく努力はしていきたいと思っております。

○小島委員 第2子以降の条件や寡婦等の減額の条件、要件というのは、なかなかわかりにくい面があるので、区民の皆様こういう子育て支援についての説明やパンフレットは、我々が読んでもわかるように書いてありますか。

○学務課長 区民用としての配布物については、シンプルに書いてあります。

○小島委員 若いお母さんが申請の手続きをするので説明が難しいのはどうかと思います。もし、わかりませんと手を挙げたら誰かアドバイスするのですか。

○学務課長 もしそういう意見がある場合は、アドバイスをさせていただきます。

○小島委員 ぜひお願いいたします。

○綱川委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第31号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

12 議案第32号 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第32号「港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則の一部を改正する規則について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第32号「港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

議案資料ナンバー12の2ページ、文言の修正として、現行の各学校1名を、各学校1名以上としています。

最初に、第8条の安全衛生担当者とは、安全衛生委員会の委員でもあります。安全衛生委員会は、小中学校の調理職員の労働安全の審議をする機関ですが、労使4名ずつと委員長の9名で構成されています。できれば同数が望ましいということですが、ここ数年で学校給食の調理委託が進み、来年度から直営校の芝浦小学校、青南小学校、お台場学園の各校1名とすると、調理職員は3人しか選任されないことになります。したがって、学校によっては2名以上選任できるように条項を改正したいということでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 この委員長は、どういう方がなるのですか。

○学務課長 総括管理者ということで、次長が委員長です。

○綱川委員長 委託業者には、安全衛生委員管理者はいないのですね。

○学務課長 委託の事業者は入っておりません。

○永山委員 将来的に、給食調理員がいなくなると、この条例自体がなくなるという意味ですか。

○学務課長 全て委託管理になれば不要となります。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。議案第３２号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第３２号について、原案どおり可決することに決定いたしました。ここで、休憩を５分とりたいと思います。

(異議なし)

(休憩)

１５ 議案第３５号 港区立神応小学校の教育財産の用途廃止について

○綱川委員長 次に、議案第３５号「港区立神応小学校の教育財産の用途廃止について」学校施設担当課長、説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第３５号「港区立神応小学校の教育財産の用途廃止について」ご説明いたします。

参考資料として、平成２６年１０月３０日の当委員会において教育政策担当より報告しました「三光小学校、神応小学校跡地の暫定活用について」と「港区財産管理規則（抜粋）」を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

議案資料ナンバー１５の２（１）財産表示をご覧ください。今回の教育財産の用途廃止につきましては、資料記載の土地、建物、工作物で神応小学校全部となります。

次に、２（２）理由です。白金の丘中学校、白金の丘小学校の開校が平成２７年４月１日に予定されており、神応小学校は統合により平成２７年３月３１日をもって廃校となります。今後、神応小学校は暫定活用として区施設の資料等の保管場所に利用するため、教育財産の用途を廃止します。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 理由に「白金の丘中学校、白金の丘小学校の開校が」と書いてありますが、「白金の丘小学校、白金の丘中学校の開校」のほうがいい気がします、何か特に決まりがありますか。

○学校施設担当課長 小島委員の言われるとおり訂正をいたします。特に決まりというのはありません。

○綱川委員長 ほかにございますか。最後の行に「区施設の資料等の保管場所に使用するため」と書いてありますが、これは具体的に何か決まっていますか。

○教育政策担当課長 １０月３０日の教育委員会の参考資料３ページをご覧ください。神応小学校跡地といたしましては、校舎１・２階は什器等物品・図面・ＰＣ保管場所ということで、契約管財課の什器等が入ります。３階・４階は郷土資料館の学校歴史資料等を新郷土資料館ができるまで保管するというので、暫定利用させていただくことになっています。

○綱川委員長 ほかにございますか。それではよろしいですか。

(なし)

それでは、採決に入ります。議案第３５号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第３５号について、原案どおり可決することで決定いたしました。

１６ 議案第３６号 港区立三光小学校の教育財産の用途変更について

○綱川委員長 次に、議案第３６号「港区立三光小学校の教育財産の用途変更について」学校施設担当課長、説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第３６号「港区立三光小学校教育財産の用途変更について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー１６の２（１）財産の表示についてをご覧ください。教育財産の用途廃止につきましては、資料記載のとおり土地、建物、工作物で三光小学校全部となります。

２（２）理由です。神応小学校と同様に白金の丘小学校、白金の丘中学校の開校が平成２７年４月１日に予定されており、三光小学校は統合により平成２７年３月３１日をもって廃校となります。今後、三光小学校は暫定活用として教育センター等に利用するため、本格活用まで教育財産の用途変更をします。暫定活用後については、今後、庁内の検討組織において検討をしていくこととします。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 用途変更ということは、教育財産から通常の行政財産になるということですか。

○学校施設担当課長 行政財産ではありますし、教育財産としても引き続き管理をいたします。ただ、学校としての用途は廃止いたします。

○綱川委員長 資産台帳のようなものに、港区での用途が示してあるのですか。

○学校施設担当課長 行政財産と普通財産という形で区分けをしておりますので、今回は行政財産ということです。

○教育長 そういうことではなくて、公有財産台帳というものがあって、そこに、所在地や面積や用途などが載っています。要するに、用途というのがあるわけです。

○学校施設担当課長 契約管財課が管理している公有財産台帳についても変更いたします。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

それでは、採決に入ります。議案第３６号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第３６号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

17 議案第37号 港区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

18 議案第38号 港区教育委員会いじめ問題対策会議規則の制定について

19 議案第39号 港区教育委員会いじめ問題調査委員会規則の制定について

○綱川委員長 次に、議案第37号「港区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について」、議案第38号「港区教育委員会いじめ問題対策会議規則の制定について」、議案第39号「港区教育委員会いじめ問題調査委員会規則の制定について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 議案第37号から39号、この3つの規則につきましては、港区いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例と関連するため一括で説明させていただきます。

区及び教育委員会は、区におけるいじめ防止等の考え方、学校における取組、重大事態の対応を示した港区いじめ防止基本方針を平成26年12月29日に策定したところです。

この基本方針策定の際に、法の条文の中で協議会等の設置は条例で定めるものであるということから、第1回教育委員会定例会に、港区いじめ問題対策協議会の設置に関する条例を提案し、審議の上、承認いただきました。本条例は、3月25日に公布及び施行予定です。

本条例の制定にあたり、港区いじめ問題対策連絡協議会規則、港区教育委員会いじめ問題対策会議規則、港区いじめ問題調査委員会規則を定めるものです。

それでは、議案第37号「港区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー17、1・2ページに規則の案文があり、資料2は以前の条例の審議のときに説明をした内容となります。

いじめ問題対策連絡協議会規則の制定については、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。委員は30人以内をもって組織し、区長が会長を務めます。現時点で想定される委員については、資料3でご確認ください。

議案第38号「港区教育委員会いじめ問題対策会議規則の制定について」です。議案資料ナンバー18、1・2ページに規則の案文があり、議案資料ナンバー17の資料2、資料3をご参照ください。

当組織は、資料2に記載されているBの組織にあたります。教育委員会の附属機関としていじめ防止等の対策を実効的に行う組織となります。委員は20人以内をもって組織し、教育長が会長を務めます。現時点で想定される委員は、資料3をご確認ください。なお、本組織は条例に定めるとおり調査・審議した結果について、教育委員会に報告することを義務づけております。

続いて、議案第39号「港区教育委員会いじめ問題調査委員会規則の制定について」です。議案資料ナンバー19、1・2ページに規則の案文があります。

本規則は、資料2のCの組織にかかわる規則です。児童・生徒のいじめにより重大事態が発生した際、教育委員会の附属機関として調査を行うための組織となります。委員は10人以内をもって組織しますが、資料3にあるように委員は外部委員が務める予定となっております。

なお、3つの組織はいずれも委員の過半数をもって会議が開ける組織として規則で定めております。ただし、港区教育委員会いじめ問題調査委員会については、緊急に会を招集する場合、過半数に満たない場合でも開催できるよう、議案資料ナンバー19の2ページ、第8条委任の項目に、この規則に定める委員会の運営に関し、必要な事項は港区教育委員会教育長が定めるとして、過半数に満たない場合でも開催できるよう記載をして別に定めることとする予定です。

このほか、資料2及び資料3の委員の組織については、参考資料をつけております。

Dの組織については、港区いじめ問題調査委員会についてであり、こちらは総務部総務課が所管することとなりました。なお、Dの組織については、Cの組織で調査したことについて区長の判断により再度調査を行う組織となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 この件は、条例制定のときに説明を受け質疑を行っているもので、内容的にこれよりよいと思います。議案第37号に添付されている資料3のBの赤枠からCに矢印があります。これは、Bの構成員がCの構成員になるということで、同じということですね。

○指導室長 同じでございます。

○小島委員 学校法律相談の弁護士がCでは単純に弁護士となっていますが、何か意味があって変えたのですか。

○指導室長 すみません。学校法律相談弁護士と訂正をさせていただきます。

○綱川委員長 港区教育委員会いじめ問題対策会議のところで、先ほど指導室長が教育委員会に報告の義務があると言われたのですが、記録上はどこに書いていますか。

○指導室長 こちらは条例にございます。議案資料ナンバー17の資料1、第4条防止対策会議の第2項です。対策会議は、いじめ防止等のための対策の推進について調査・審議し、当該結果を教育委員会に報告するものとする」と記載しています。

○綱川委員長 わかりました。

ほかにございますか。指導室が事務局となり、区長部局は総務課がその事務を担当するなど、組織もきちんと分けないと前には進まないと思います。そして、透明性を持って進めてほしいと思います。

それでは、採決に入ります。議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第37号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第38号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第39号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

21 議案第41号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第41号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 議案第41号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本件は、幼稚園教育職員に対する昇給の取扱いについて改正をするものです。改正の内容は、公務における信賞必罰の人事管理を徹底する観点から懲戒処分による昇給抑制の見直しを行うものとなっています。

具体的には、減給、戒告、または停職の懲戒処分を受けたものの勤務成績に応じた昇給区分が極めて良好のA、または特に良好のBであった場合に、本来極めて良好Aは6号給、特に良好Bについては5号給の昇給をするところを4号給のA昇給といたします。

議案資料ナンバー21、2ページの新旧対照表に書いてありますように、実際に昇給をさせずに懲戒処分を受けたものについては、4号給の昇給とするものでございます。

大変申し訳ございません。資料に誤植がありました。1ページの付則に、平成27年4月1日施行とありますが、平成28年4月1日施行の誤りです。お詫びのうえ訂正させていただきます。

甚だ簡単ですが、説明は以上となります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 懲戒処分を受けた者ということですが、懲戒処分にもいろいろあると思います。一律で適用になるのですか。

○指導室長 実際、その懲戒処分が戒告、減給、停職の処分に当たる場合には、昇給は4号給にするということです。

○綱川委員長 これは幼稚園教育職員ということですが、区の他の職員についても、改正されているのですか。

○指導室長 区の職員についても、特別区人事委員会で改正された規則を適用し、平成28年4月1日に施行されます。

○庶務課長 抑制に関しては、さらに基準で定めております。その中に、処分に関しても明記されております。

○綱川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。議案第41号について、原案どおり可決することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第41号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

22 議案第42号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

23 議案第43号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

24 議案第44号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

25 議案第45号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼務職等に関する事務取扱規程の一部改正について

○綱川委員長 次に、議案第42号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、議案第43号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、議案第44号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、議案第45号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼務職等に関する事務取扱規程の一部改正について」、指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 まず、議案第42号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」説明いたします。

退職後に区立学校配置として任用される非常勤教員については、これまで東京都教育委員会が特別職の非常勤職員として任用していました。こちらについては、平成26年7月4日に非常勤職員全般にかかる新たな総務省通知が発出され、これまで定義が曖昧だった特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員について考え方が明示されました。

議案資料ナンバー22の参考資料は、総務省通知になります。こちらには職務内容が補助的や定型的で、勤務管理や業務遂行方法において労働性の高い職については、一般職の非常勤職員として任用されるべきであり、特別職の非常勤職員として任用を避けるべきであるとなっております。

特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員について、改めて説明いたします。特別職の非常勤職員は、例えば学識や経験を必要として非専務的に公務を行う労働性の低い非常勤職員、上司からの命令を受けることがない職であり、具体的には時間講師、学校医、スクールカウンセラーなどがそれにあたります。

一方、一般職の非常勤職員は、職務の内容が補助的、定型的であり、地方公務員も適用されます。法に基づいて任命されます。その実態として、現在、教育センターで勤務している先生方や学校で補助的な業務をこなしている非常勤教員がこの一般職の非常勤職員となります。

通常、一年を通じ雇用される非常勤の先生方は、月16日、1日7時間45分の勤務形態の職となっています。現状、港区を含む教育委員会では、退職後の教職員の勤務として、教育センターで特別職の非常勤教員としてこれまで任用しておりました。しかし、特別職の非常勤教員の勤務実態としては著しく異なるもので、総務省の通知のとおり、来年度から東京都全域で一般職の非常勤職

員として任を切りかえることとしているところです。

今回、まとめて審議いただく4件につきましては、全てこの一般職の非常勤教員という形でさまざまな規程と日数の文言を加えるということから、今回ご審議いただくことになっております。

議案資料ナンバー22の2ページ、この改正案の第2条第3項にありますように、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員という項目をつけ加えています。この地方公務員法第17条は、要するに任命の方法と規程ですので、選考等があった上で任命される非常勤の職員という形で文言を加えています。施行期日は平成27年4月27日といたします。

次に、議案第43号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー23、2ページの新旧対照表をご覧ください。本件につきましても、特別非常勤職員から一般非常勤職員への任用形態が見直されることにより本規程の適用を受けることになるため、対象となる教員として第2条第3項で日勤講師、いわゆる非常勤教諭を加えるものです。

本規程では、県費負担教職員が対象となる全ての条項に対して非常勤職員も対象となります。したがって、県費負担教職員について定める同様の第5条、第7条、第8条についても県費負担教職員の次に非常勤職員を対象に加える改正を行うものです。

施行期日は平成27年4月1日といたします。

続いて、議案第44号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」ご説明いたします。

それでは、議案資料ナンバー24、3ページをご覧ください。本件につきましては、講師ら特別非常勤職員から一般非常勤職員の任用形態が見直されることにより、本規程の適用を受けることになるため、対象となる教員として第2条第3項で日勤講師、いわゆる非常勤職員を加えるものです。

横書きになっているのは、その後の出勤簿に記載するゴム印等のマークの関係で、読みにくいことについてご了承いただければと思います。議案資料24、4ページをご覧ください。実際、出勤簿にどういった印をつけるか、今回の一般非常勤職員を付加することとあわせて、新たにこういった項目がありますのでつけ加えているところです。

平成27年4月1日に配偶者同行休業に関する条例が施行されることや、欠勤の部分が細分化されたことで、配偶者同行休職を「同休」、欠勤の細分化のための傷病による欠勤を「傷欠」、介護による欠勤を「介欠」に加える改正を行います。

さらに、非常勤教員が本規程の対象となることから、非常勤教員が勤務を割り振られない日を「非出」という形で出勤簿に表示することを定めるものです。こちらも平成27年4月1日施行です。

続いて、議案第45号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼務職等に関する事務取扱規程の一部改正について」説明いたします。

議案資料ナンバー25、3ページをご覧ください。

本件につきましても、日勤講師が一般非常勤職員へと運用形態が見直されることで、第2条第3項で非常勤教員を加えているものです。第4条では兼業許可権者について教育長と定めておりますが、非常勤職員の兼業の許可権者は校長としています。

もう1点の改正です。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律として法に伴う改

正です。参考資料に法律の抜粋版をつけています。こちらは消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条にありますように、公務員の消防団員との兼職に関する特例の規程で、非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないと規定しております。この法律の施行にあわせて同規程を改正し、教職員が消防団員と兼業する場合の取り扱いを新たに同規程の第6条の2で定めるものです。

参考資料の1ページですが、兼業と兼職の文言について説明をする資料です。

具体的には、教育に関する講演会の講師、教育に関する委員会の委員となる場合は、兼職となります。一方、兼業については教育に関する兼職以外のもので、参考資料の1、2、3に該当する職務につくことです。消防団員としての業務は兼業として位置づけられるもので、本規程では兼業として取り扱いをいたします。

それでは、議案資料ナンバー25、5ページをご覧ください。第13条第3項の5行目に、又は報酬という文言を加えていますが、これは本規程に新たに非常勤教員にかかる部分ですので、非常勤教員は支給されるのが給料ではなく報酬であるため、報酬という文言が使用されております。

施行期日は、平成27年4月1日となります。

以上、煩雑な説明で申しわけございませんが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○教育長 議案第42号の新旧対照表、第2条1項の2号で市町村立学校職員給与負担法の最後に定義と書いてありますが、これは消し忘れではないですか。

○指導室長 大変失礼いたしました。消し忘れです。

○小島委員 議案資料ナンバー22の特別職非常勤職員と一般職非常勤職員について、例示として特別職非常勤職員は、時間講師、学校医、あともう一つは何でしたか。

○指導室長 スクールカウンセラーなどです。

○小島委員 一般職非常勤職員に日勤講師がなかったのですか。

○指導室長 日勤講師とは、平成20年にこの非常勤教員のシステムができたときにつけられた名称です。日勤+講師をイコール非常勤教員としてお考えいただいて結構です。

○小島委員 日勤講師は一般職非常勤職員で、時間講師は特別職非常勤職員ですね。どこが違いますか。

○指導室長 講師条例という区分があり、東京都で報酬等を定めています。時間講師、要するに時間で雇う講師と日勤講師という形で、退職した先生方を嘱託員として任命していましたが、明確にすみわけをして、きちんと選考して任命する形をとるものと、それと分ける形の講師ということです。

定年退職された先生で講師になっているのは、日勤講師です。選考を受けて任命されているということが条件です。日勤講師という言葉を使っておりますのは、実は東京都の中では複雑で、日勤

講師とは別に事務的非常勤職員というのがありまして、これから港区で採用または職が置かれるかどうかは不確定なところです。日勤講師については一般職の非常勤職員と考えていただいて結構です。

○小島委員 わかりました。

○澤委員 教育センターに勤務されている方がおられます。特に、退職された校長などの勤務がどうなるかということを言われていましたが。

○指導室長 その先生方は一般非常勤職員として引き続き勤務いただいております。

○澤委員 従来は特別職の非常勤職員だったのですか。

○指導室長 明確な位置づけがされていなかった中で、特別職の非常勤職員ということは伝えたいので勤務だったわけですが、今度の総務省の通知により、日勤であり、7時間45分という規定がある中で、労働性の高い仕事であるため、一般職の非常勤職員として改めて記入するところです。

○綱川委員長 こういうものは、規程で定めるとがんじがらめになって、同じことをやっても前と違ったり、できなくなることができたりしますが、何も変わりませんか。

○指導室長 特に大きく変わるということはないと考えております。実際に職務に専念する義務の免除や、事務の取り扱いにかかわって明確にそれを位置づけています。退職後の先生方についても、明確な形で教職員として勤務いただきます。当然、服務規程等にかかわることですので、明文化した形にしたというところです。

○綱川委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、1件ずつ採決に入りたいと思います。

議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第42号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第43号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第44号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第45号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成27年度予算特別委員会の総括質問について

○綱川委員長 それでは、日程第３、教育長報告事項に入ります。

「平成２７年度予算特別委員会の総括質問について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 平成２７年度予算特別委員会の総括質問の教育委員会にかかわる質問について、ご報告します。

平成２７年度予算に関する区議会、各会派からの統括質問は３月１３日に行われました。教育長に対しましては、資料ナンバー１のとおり、自民党議員の鈴木たけし委員から、東京オリンピック、パラリンピックに向けた取組についてから、みなと無所属の錦織淳二委員の、図書館のバリアフリー、不登校の子どもたちの居場所についてまでの質問です。６名の質問に対して教育長が答弁しております。

具体的な内容につきまして、２ページ以降に質問の要旨と答弁を記載していますのでご覧ください。簡単ですが以上です。

○綱川委員長 わかりました。ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

(なし)

２ 寄付の受領について

○綱川委員長 次に「寄付の受領について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 「寄付の受領について」報告いたします。

平成２６年度に入りまして受領した寄付につきましては、本年１月１３日の教育委員会定例会でご報告させていただきましたが、新たに修了記念、卒業記念、周年記念として、資料ナンバー２のとおり、９件寄付をいただいています。物品名称だけでわかりにくいものは写真を見てイメージしていただければと思います。赤羽幼稚園では、手づくりの温かみのあるタペストリーとなっています。

寄付をいただいた方には、既にお礼状をお出ししております。

以上、簡単ではございますが、報告いたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

(なし)

３ 平成２７年度就学援助について

○綱川委員長 次に、「平成２７年度就学援助について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成２７年度就学援助について」ご報告させていただきます。

資料ナンバー３の２、２ページの四角い囲みの部分が港区の平成２７年度の対応方針です。平成２５年４月以降、生活保護基準が数回引き上げられたことから、平成２５・２６年度につきましてはできる限り他の制度に影響を及ぼさないという区の方針をもとに、引き下げられる前の基準、すなわち平成２５年４月１日の基準をもとに対応してまいりました。平成２７年度についても、同様のの方針を作成し、就学援助にかかる対応方針を決定しております。

参考資料の（１）の就学援助以外の制度は、生活保護の対応方針となります。青の部分が生活保護基準引き下げの推移を示しております。１回目が平成２５年８月１日、２回目が平成２６年４月

1日、3回目が平成27年4月1日に引き下げられており、階段状になっています。一方、黄色の部分が港区の生活保護の対応です。平成26年3月31日までは平成25年4月1日の基準、平成27年3月31日までは平成25年8月1日の基準、平成28年3月31日までは平成27年4月1日の基準を使うということで激変緩和をしております。具体的には1回遅れの対応をしています。

次に、(2)の図が就学援助の対応です。青の部分が生活保護基準引き下げの推移で、赤い部分が生活保護基準が1.2倍以内の方、すなわち就学援助の対象である準要保護者の方を示しています。上の図と同じように、青の部分が平成25年8月1日に引き下げられ、平成26年4月1日、平成27年4月1日にも引き下げられており、階段状になっています。一方、黄色の部分は、港区の就学援助の対応です。平成28年3月31日まで平成25年4月1日の基準を使うことで全く引き下げられておりません。生活保護基準の引き下げの影響が及ばないよう対応させていただきました。

なお、国は、通常要保護者である青の部分のみ就学援助の2分の1を国庫補助していますが、今回は生活保護基準見直し以前、平成25年4月1日以前に就学援助を受けていた場合はその見直し以降も2分の1を国の補助対象とするということとしております。過去の(2)の図で申しますと、青の部分だけではなく、赤の網かけ部分の2分の1が国庫補助の対象となります。

次に、資料ナンバー3、1(3)をご覧ください。こちらをご説明した内容と同じです。なお、平成26年度厚生労働省と文部科学省から、政府の対応方針の趣旨を理解して適切に判断してほしい旨の通知がありました。また、国の補助金の基準が依然として平成25年4月1日のままであることなどから、区としましては平成27年度についても平成25年4月1日の基準を適用することにいたします。

なお、平成28年度以降につきましては、今後の国の考え方や国の補助金の基準等を見据えながら決定していく予定です。

説明は以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

(なし)

4 みなとスポーツフォーラムの推進状況について

○綱川委員長 次に、「みなとスポーツフォーラムの推進状況について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「みなとスポーツフォーラムの推進状況について」ご報告いたします。資料ナンバー4をご覧ください。

みなとスポーツフォーラムは、現在、港区と公益財団法人日本ラグビーフットボール協会との協定に基づき、キスポーツ財団とラグビー協会の共催で実施をしている事業です。広く世界規模のスポーツイベントに関わった方を講師に招きまして、ラグビーワールドカップ2019までに100回の開催を目標とし、継続的に学ぶ機会を提供しているものです。教育委員会からの補助金事業として実施してきておりまして、100回開催のうち折り返しの50回を迎えたこともあり、これまでの取組を含めて紹介をさせていただくものです。

50回のスポーツフォーラムは、平成27年1月21日にみなとパーク芝浦内のリーブラホールで開催しています。50回の記念開催とし、アテネ、北京、ロンドンパラリンピックで走り幅跳びの競技に出場された佐藤真海さんを講師に、自身のパラリンピック出場や東京オリンピック・パラリンピック招致にあたっての経験からスポーツの力をテーマにご講演をいただきました。

資料2ページから5ページにかけてが、第1回から直近までのテーマと講師の一覧になっております。多くの著名な方にご講演をいただいている状況です。また、本日、第1回から第30回までの内容をまとめた冊子を席上に配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思います。

今後は、ラグビーワールドカップ2019に関連した知識だけを得るのではなく、さまざまなスポーツ観戦やスポーツボランティア活動の参加促進など、ラグビーワールドカップ2019、またその先の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えて事業の充実に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 これは非常に意欲的ですね、素晴らしい企画だと思います。経費はどうなっているのですか。

○生涯学習推進課長 経費は、教育委員会から港区スポーツふれあい文化健康財団へ補助金を支出しております。補助金額は240万円を年間で支出しております。年間10回程度開催しておりますので、1本当たり20万円から24万円程度で実施しているものです。

講演自体の参加料につきましては、港区在住・在勤・在学の方を無料でご招待し、港区以外の方は学生が1,000円、一般の方は2,000円参加料を当日にいただいている状況でございます。

○綱川委員長 ラグビーフットボール協会からも補助金などをいただいているのですか。

○生涯学習推進課長 ラグビーフットボール協会には、コネクションを使ってこういったラグビー関係の著名な方を呼んでいただき、力を発揮していただいています。

○綱川委員長 わかりました。ほかにごありますか。

(なし)

5 港区立新郷土資料館等複合施設整備基本設計について

○綱川委員長 次に、「港区立新郷土資料館等複合施設整備基本設計について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、「港区立新郷土資料館等複合施設整備基本設計について」ご説明させていただきます。資料ナンバー5をご覧ください。旧国立保健医療科学院を活用して、新郷土資料館等複合施設の整備につきましては、平成25年9月10日の教育委員会定例会においてご報告させていただいています。

その後、平成26年3月から12月にかけて基本設計の検討を行ってまいりました。本日は、基本設計としてまとめましたのでご報告をさせていただくものでございます。基本設計の策定にあた

りまして、改修後に港区の指定文化財として指定することを目標としていることから、港区文化財保護審議会への意見聴取、意見交換を行い、基本設計をしまいにしました。

それでは、変更箇所を中心にご説明をさせていただきます。基本計画から変更となった点は、3（2）の耐震補強係数です。基本設計を策定するにあたりまして、I s 値というのは建物の耐震性能を示す指標で、I s 値が大きいほど耐震性能が高いと判断されます。I s 値が0.6以上の場合、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低いとされています。このI s 値は、当初0.75という避難所等の施設と同等の基準で検討しましたが、この基準で必要な耐震壁を設置することにより小さな部屋となる場所が多くなってしまふことから、使い勝手も悪いなどの不便な点も出てしまい、郷土資料館の展示やその他施設における運営に支障があることから、一般的な官公庁の施設の基準であるI s 値0.6で再設定を行っております。このI s 値0.6で壁の位置の調整を行い、完成した平面図が基本設計図書概要版です。まず、導入施設は基本計画と変わらずに郷土資料館等が入る予定となっています。

続きまして、2ページの基本理念と基本方針の設計の原則で、保存や復原、活用について記載し、この理念のもとに基本設計が行われるということです。

4ページが平面図、5ページからは各階フロアの平面図です。各施設の振り分け等は、基本計画と変わらないものでございます。

続きまして、展示レイアウト案について説明をさせていただきます。平成25年8月に教育委員会でご審議いただきました、港区立新郷土資料館展示等総合計画の概要を参考資料としてつけさせていただきます。

参考資料の展示計画の中段に四角い黒枠で展示室とありますが、こちらに常設展示として、ガイダンス展示、コミュニケーションルーム、テーマⅠ「海とひとのダイナミズム」、Ⅱ「都市と文化のひろがり」、Ⅲ「ひとの移動と居住」、さらに企画展示があり、展示のレイアウトができているものです。

それでは、レイアウト（案）をご覧ください。1ページ目のガイダンス展示は、港区の地域を知る、港区の歴史を知るという展示となり、現在の郷土資料館の展示とほぼ同じものが入ってまいります。

2ページ目、2階の旧院長室だった部分は、建物を知るというテーマです。3ページ目からがテーマ展となりまして、テーマⅠとテーマⅡが2階の左側の部分、北ウイングに入ってくる予定です。

4ページ目、3階北ウイングの左側部分の中ほどにテーマⅢが入り、5ページ目、1階右端の南ウイング先端に、現在行われておりますさわれる展示室の規模を拡大したコミュニケーションルームという形で、くじらの骨格標本などを展示する予定です。6ページ目、地下1階になりますが、カフェと学校歴史資料が展示される予定です。この計画については基本計画のところと若干展示の場所等について変更がありますが、テーマ等については変更がないものとなっております。

新郷土資料館に展示する資料につきましては、現在の郷土資料館での展示資料を中心に展示する予定としております。しかしながら、古写真や浮世絵などは長い期間展示ができない資料であるた

め、複製品の製作やデジタル化を行い、新郷土資料館に設置するパソコン等で見るができるように、今後実施していく予定としてございます。また、これからの展示や資料等につきましては、今後も学識経験や公募の区民等で組織された新郷土資料館開設準備委員会において検討してまいります。

資料のA4縦の2ページ、4管理計画です。新郷土資料館のほかに子ども関連施設、区民協働スペースなどさまざまな施設が入る複合施設となっており、開館日時等が異なることから、施設の管理計画について今後検討していくこととしています。今後のスケジュールは、3月27日に区民文教常任委員会へ報告し、その後、文化財価値を保存しながら改修工事を行うため、施工方法を検討しながら設計を行う設計施工一括方式により事業者を決定します。最終的には平成29年度末の開設を目指してまいります。

甚だ簡単ですが、説明は以上となります。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

デザインビルドでやるということ、やはり大義名分がないとこの業界の方から質問が来ると思いますが、その辺はどのような説明になりますか。

○図書・文化財課長 デザインビルド、設計施工一括方式ですが、今回理由としていますのが、このような歴史的建造物を保存しながら活用するという、保存状況等について勘案しながら設計しないといけないため、一括発注について検討しているものでございます。

○綱川委員長 あけてみないとわからないということですか。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。

○綱川委員長 わかりました。ほかにありますか。

(なし)

6 「港区学校情報化アクションプラン」の推進状況について

○綱川委員長 次に、「港区学校情報化アクションプランの推進状況について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 では、「港区学校情報化アクションプランの推進状況について」資料ナンバー6で説明させていただきます。

進捗状況でございますが、1枚目に平成26年度の主な実績、平成27年度の主な予定について書いてございます。なお、A3縦版の資料には、青字がアクションプランの計画、赤字が現在の状況です。

では、簡単に平成26年度の実績について説明いたします。

こちらについては、以前もご説明させていただきました。センターサーバの設置、インターネット接続環境の改善、新教育用パソコン、小学校7校にタブレット端末を40台、電子黒板の追加配備、中学校の理科室には70インチの液晶一体型黒板を配備しました。教科指導で利用する電子教材の充実ということで、タブレット端末に評価用授業支援システムを試行導入しているところです。

タブレット端末の評価用授業支援システムというのは、タブレット端末に児童生徒の意見や考え

方が共有できるようなシステムを組み込み電子黒板と直結して使えるものです。

平成27年度の主な予定でございますが、センターサーバを設置して4月から白金の丘学園で先行導入し、9月から全校で運用します。個人情報を取り扱う業務や広報、教材作成等ができるようになります。教員一人一人にメールアドレスが付与されてインターネットができるようになります。学校ホームページ管理ツールの導入については、これから事業者を決定し、運用は1月からになります。庁内ネットワークとの連携、新教務用パソコンの配備については、小学校11校と中学校3校にタブレット端末を40台ずつ配備する予定です。

そして、センター型校務支援システムが1月から一部グループウェア機能の運用を開始して、平成28年4月に全機能の本格運用を予定しております。この校務支援システムは先生方が校務支援をスムーズに行うことで子どもたちと向き合う時間を確保するために有効になるため、1年間準備をしてどういうものが港区にふさわしい形として使用できるのか業者に働きかけてきました。

それから、電子教材の充実、子どもの指導にも入ってもらえるようなICT支援員の有効活用です。ナンバー11については、さまざまな業者がうまく機能するようにということで、例えばセンターサーバと校務支援システムがうまくつながっているかどうかを含めてこのままソーシングで行うか、また学校ヘルプデスクを設置して、ICT環境の中でスムーズに運用できるように実施する予定です。

説明は以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 着々とプランが実現に向けて進んでいるので非常に期待できます。よろしくお願いします。

○綱川委員長 これから先の運用も十分検討し、進めていただきたいと思います。

○澤委員 委員長が言われるように、実際に使う学校、現場の先生方の意見をいち早く取り入れる雰囲気をつくっていただきたいと思います。これだけハード、ソフトにもお金かけているので、使う立場に立っていいものを作っていただきたいと思います。

○指導室長 業者選定にあたって、学校それぞれのニーズに対応できることがやはり必要であると思います。その業者と学校をつなぐ役割を指導室が担当しておりますので、有効に活用できるよう、これからも取り組んでいきたいと考えています。

○澤委員 よろしくをお願いします。

○綱川委員長 業者との信頼関係もきちんと持てればいいものができると思います。公務システムに踊らされることなく、手助けとなるようよろしくお願いします。

○庶務課長 私からも少しお話しします。平成26年度からのアクションプランでございまして、こちらは基盤整備に重点を置いた今年度、来年度の前半ですが、それもまさに運用活用ということで、その真価が問われると思っております。指導室も含めて教育委員会がしっかり進捗をして、さらに平成30年以降も見据えながら今後どうするのかということも含めてやっていきたいと思っております。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

7 生涯学習推進課の4月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

9 4月指導室事業予定について

○綱川委員長 次に、「生涯学習推進課の4月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」、「4月指導室事業予定について」の報告事項については、資料のとおりです。何かご質問がありましたら、後ほどご質問していただければと思います。

それでは、本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○綱川委員長 なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を4月1日水曜日、午前11時40分から開催予定です。

一年間、ご協力ありがとうございました。

(午後5時55分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長

綱 川 智 久

港区教育委員会委員

永 山 幸 江